

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案） 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）

改 正 案	現 行
<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〜三十四 (略) (削除)</p> <p>三十五〜三十九 (略) (削除)</p> <p>四十〜五十一 (略) (削除)</p> <p>五十二〜五十七 (略) (削除)</p> <p>五十八〜七十四 (略)</p>	<p>(指定薬物) 第一条 (略) 一〜三十四 (略)</p> <p>三十五 一―ナフタレニル(一―ペンチル―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類</p> <p>三十六〜四十 (略)</p> <p>四十一 (一RS・三SR)―三―「二―ヒドロキシ―四―(二―メチルノナン―二―イル)フェニル」シクロヘキサン―一―オール及びその塩類</p> <p>四十二〜五十三 (略)</p> <p>五十四 二―(メチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類</p> <p>五十五〜六十 (略)</p> <p>六十一 一―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類</p> <p>六十二〜七十八 (略)</p>